**平成２３年（フ）第２３号**
福島県石川郡浅川町大字浅川字本町48番地の３　吉田ハイツＢ　102号室
債務者　岡田　幸一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２３年（フ）第４５号**
茨城県石岡市正上内８番13号　高野住宅Ｃ号
債務者　土井　美和（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第７２号**
茨城県つくば市遠東794番地２
債務者　世良　俊治
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第７４号**
茨城県稲敷郡阿見町大字青宿865番地１　みどりハイツＢ―202号
債務者　池田　善明
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第７９号**
茨城県稲敷郡美浦村大字布佐1062番地２
債務者　小松　修一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第８８号**
茨城県かすみがうら市稲吉２丁目21―40　プロスペリティ１―103、住民票上の住所茨城県土浦市板谷４丁目733番地38
債務者　菅沼　優子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第９３号**
茨城県土浦市東崎町６―30　ポプラの郷土浦、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字高場2476番地２　レオパレスＭＫ―Ｄ棟303号
債務者　佐々木　進
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第５１号**
茨城県結城市大字結城11892番地１　アイリスＢ202、前住所栃木県小山市駅東通り２丁目38番28号　サンデュエル小山駅東通り202号
債務者　小倉　時子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２３年（フ）第５４号**
茨城県古河市諸川705番地２
債務者　髙橋　清志
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２３年（フ）第５５号**
茨城県筑西市上平塚771番地
債務者　鈴木　惠子（旧姓住谷）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２３年（フ）第５８号**
茨城県桜川市真壁町源法寺799番地
債務者　山中　榮子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２３年（フ）第５９号**
茨城県下妻市黒駒1075番地２　サンコーポラス上妻２―402
債務者　奥村　　豊
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２３年（フ）第６０号**
茨城県古河市諸川2056番地４
債務者　畔柳　眞之
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２３年（フ）第６１号**
茨城県筑西市岡芹957番地
債務者　矢口　芳則
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２３年（フ）第６２号**
茨城県常総市馬場487番地１
債務者　木下　　薫（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２３年（フ）第７２号**
茨城県常総市水海道宝町2752番地１
債務者　北村　玲子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２３年（フ）第７３号**
茨城県常総市水海道橋本町3466番地
債務者　北村　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部